

北海道告示第 10776 号

漁船損害等補償法（昭和 27 年法律第 28 号）第 112 条第 1 項の規定による同意を求めるため、次のとおり漁船損害等補償法施行令（昭和 27 年政令第 68 号）第 5 条第 1 項の規定による届出があった。

その届出に係る指定漁船調書は、漁船損害等補償法第 113 条第 1 項の申出をする漁業協同組合の事務所に備え置いて、令和 4 年 6 月 3 日から 15 日間、一般の縦覧に供する。

令和 4 年 6 月 3 日

北海道知事 鈴木 直道

発起人の住所及び氏名	加入区名	漁船損害等補償法第 113 条第 1 項の申出をする漁業協同組合の名称
茅部郡鹿部町字本別 209 番地	若山 唯敏 鹿部加入区	鹿部漁業協同組合
茅部郡鹿部町字本別 262 番地	中村 健太郎 同	同